

～将来、子どもを産み育てることを望む

すべてのがん患者さんとその方のご家族へ～

にんようせい

妊孕性温存治療支援のご案内

藤枝市では、将来子どもを産み育てることを望むAYA世代（思春期・若年）世代のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望をもってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要した費用を助成します。



【お問い合わせ先】

藤枝市健康推進課 成人保健係 （保健センター）

電話 054(645)1111

1 助成の対象となる方

次の（１）から（４）の全てに該当する方が対象です。

- (1) がんと診断された日から申請をする日までの間、藤枝市に住民登録のある方
- (2) ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方
- (3) 妊孕性温存治療開始日における年齢が 40 歳未満の方
- (4) 静岡県特定不妊治療費助成事業に基づく助成を本事業の治療開始日において受けていない方
- (5) 藤枝市一般不妊治療費助成及び藤枝市特定不妊治療費助成を本事業の治療開始日において受けていない方
- (6) 県内市町及び県外の地方公共団体が実施する若年がん患者妊孕性温存治療支援事業に基づく補助を過去及び現在において受けていない方
- (7) 下記に示す医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結	静岡県特定不妊治療費補助事業実施要領（平成 16 年 4 月 1 日子家第 170 号静岡県健康福祉部長通知）第 1 (2) 及び別表の「特定不妊治療費補助事業における医療機関の指定基準」の規定により指定され、公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成 28 年 6 月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関

2 助成の対象

- * がん治療開始に際して行われる、妊孕性温存治療に要する費用で、保険適用外の費用が対象です。
- * 入院費、入院時の食事代等、治療に直接関係のない費用や、凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用は対象外です。
- * 2019年4月1日以上に開始された妊孕性温存治療が対象となります。
- * 体調不良などにより、妊孕性温存治療を中止した場合であっても助成の対象ですが、この場合は1回の助成として認定します。

3 助成金額

- * 以下の金額を上限に患者さん一人につき1回助成します。

(1)	精子の採取凍結	2万円
(2)	卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚（受精卵）の凍結	40万円

4 申請期限

	妊孕性温存治療 終了月	申請期限
(1)	4月～12月	翌年3月31日まで (治療終了日の属する年度内)
(2)	1月～3月	治療終了日の翌日から起算して 90日以内



申請に必要な書類

	No.	書類名	注意事項など
<input type="checkbox"/>	(1)	藤枝市がん患者妊孕性温存 治療費助成金交付申請書	表紙に記載のある担当部署窓口及び藤枝市立総合 病院がん相談支援センターで配布するほか、藤枝市 ホームページからもダウンロードできます。 ★対象者が未成年の場合は、親権者が代理申請をす ることができます。この場合、(5)委任状は不要で す。
<input type="checkbox"/>	(2)	証明書 ア がん治療実施医療機関	がん治療を実施している医療機関で証明を記載し てもらってください。 証明にかかる費用はご本人負担であり、補助の対象 外です。
<input type="checkbox"/>	(3)	証明書 イ 妊孕性温存治療実施 医療機関	妊孕性温存治療を実施する医療機関で証明を記載 してもらってください。 証明にかかる費用はご本人負担であり、補助の対象 外です。
<input type="checkbox"/>	(4)	振込先口座が確認できる書 類	銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義（申 請者）の確認できるもの（通帳又はキャッシュカー ド）の写し（コピー）
<input type="checkbox"/>	(5)	委任状（指定様式）	申請者本人による申請手続きが困難な場合には、代 理人による申請ができます。 指定の委任状に記載が必要です。 代理人が申請を行う場合は、代理人本人であること を確認できる書類の提示が必要です。 委任状用紙の配布については(1)に同じです。

6 申請方法

5(1)の申請書に必要事項を記入し、5(2)～(4)の書類を添えて申請してください。代理人による申請は5(5)も必要です。

郵送の場合（簡易書留等、記録が残る方法での送付をお勧めします。）

宛先：〒426-0078 静岡県藤枝市南駿河台1-14-1
藤枝市健康推進課 成人保健係 宛

持参の場合

受付窓口：藤枝市健康推進課（保健センター 2階）

受付時間：平日（月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く）
午前8時30分～12時、午後1時～5時

7 助成金支給までの流れ

(1) 申請手続き

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、藤枝市健康推進課（保健センター）へ郵送又は持参にて申請。

(2) 交付決定通知

申請書などの書類を確認、審査をしたうえで、申請者へ交付決定通知書を送付します。

※審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、必要がある場合には、関係機関医療機関等へ照会させていただく場合があります。

(3) 助成金の支払い

指定された口座に助成金を振り込みます。

交付決定通知発行日より1か月～1か月半後の振込を予定しています。

10 Q&A

1 助成対象者について		
(1)	現在、藤枝市に住っていますが、がんの診断を受けたとき、別の自治体に住んでいました。対象となりますか。	いいえ。
(2)	助成対象者に年齢制限はありますか。	はい。 妊孕性温存治療を開始した日の年齢が40歳未満の方が対象となります。 申請者が未成年の場合は、申請は親権者が代理で行うことができます。なお、子どもと保護者（親権者）が同一世帯でない場合は、親権者であることが確認できる書類を一緒に提出してください。 （例）保護者名が記載されている子どもの健康保険証、戸籍謄本 等
(3)	以前に、不妊治療の助成を受けたことがありますか、対象になりますか。	はい。 がんと診断され、妊孕性温存治療を開始時点で、不妊治療の助成を受けていなければ、対象となります。
(4)	治療終了前に、40歳の誕生日を迎えますが、対象になりますか。	はい。 治療開始時点で40歳未満であれば、対象となります。
2 助成対象経費について		
(1)	生殖機能が低下又は失う恐れのあるがん治療を行った後に、妊孕性温存治療をした場合、対象になりますか？	がん治療主治医及び妊孕性温存治療主治医から治療に関する説明を受け納得し、かつガイドラインに沿った治療を実施した場合に対象となります。
(2)	再発がんで、過去に生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療を行っていた場合、対象になりますか？	同上です。
(3)	男性患者が精巣内精子採取（TEST）を行う場合費用が高額になるが、その場合も助成限度額は2万円か。	はい。
(4)	凍結保存の維持に係る費用は助成対象外となるのか。	初回の保存に要する費用のみ対象となります。
3 申請について		
(1)	妊孕性温存治療後、すぐにごん治療が開始となってしまい、申請ができません。申請期限はいつまでですか。	治療終了が4月～12月の場合は、翌年3月末まで、1月～3月の場合は、終了日の翌日から起算して90日以内です。 がん治療により、体調がすぐれない場合、郵送又は委任状による申請を可能としていますので、ご検討ください。